

豊能町で集落座談会始まる

豊能町と豊能町農業委員会(上西武司会長)は4月25日から6月9日にかけて、自治会単位の9地区で集落座談会を開催している。

座談会では、①地域計画の策定目的と策定後に公表する項目、②将来の農業のあり方や農地利



高山地区座談会の様子

農委正副会長の提言が結実 泉大津市で防災協力農地制度

泉大津市は、4月1日から「防災協力農地登録制度」を導入した。昨年度に北島政夫農業委員会会長と村田彦一職務代理が南出市長を訪ね、導入を提言したことがきっかけの一つ。同地域防災計画の、市街地及びその周辺の農地が防災上重要な役割を担い、オ

用など集落で話し合ってもらいたい内容、③地域計画の実現に向け活用できる制度、④策定までのスケジュールを説明。その後、昨年行った農家意向調査結果の集落ごとの概要と、現況及び10年後の農地利用意向地図を掲示して説明した。町内では集落ごとに10年後の

プンスペースの確保に繋がるとの記載とも重なり、導入する運びとなった。農地所有者からの申請により登録され、期間は3年(自動更新あり)。災害時には避難空間や仮設住宅建設用地、復旧用資材置場としての使用を想定しており、農作物等に対する補償や土地使用料、使用後の原状回復などについても定めている。北島会長は、「全域市街化区域である泉大津市において、農地が貴重な避難場所になること

状況が大きく異なる。ある集落では、地域の農家だけでは農地を管理できないことから、ほ場整備事業導入をきっかけに他地域からの参入を促そうとしている。他の集落では長男など後継者が比較的多く10年後も自己耕作とする農家が多い。一方で担い手が不明で将来に課題があるとする集落まで様々である。今回の座談会では、正確な10

は大変重要とする村田職務代理の意見と同じ思いであったことから、市長に提言した。周辺農家に登録を呼びかけるとともに、自身の農地も登録申請を行うつもりだ」と意気込む。5月30日の農業委員会総会後、農業委員を対象に制度を説明。農業委員を中心に管内農家へ登録を呼びかけるとともに、市の関係課やJA等と連携しながら取り組みを拡大・展開することを予定している。

(沼田)

できるよう、農家意向調査に回答していない農家に対し、実行組合長などが集落内の農家に再確認してもらうよう依頼し、集落外や町外の未回答農家に対しては町が調査票を郵送して再調査を行うと説明。今後2カ月程度でこの再調査作業を終え、夏頃に第2回の座談会を開催する予定としている。

(藤岡)



発行所
大阪府農業会議
大阪市中央区農人橋2-1-33
JAバンク大阪信連事務センター3階
電話 直通 06(6941)2701~2
http://www.agri-osaka.or.jp
発行人 中谷 清

年金の お受け取りは JAで

JAバンク大阪(JA/信連)

JAバンク大阪へ 検索

主な記事

- ◎地域の相談役として活躍
八尾市農業委員・森川雅
恵さん 2面
- ◎話し合いの活性化技術を
研修 地域計画策定に向
けて 2面

風速計

キャベツの価格が例年より高い。暖冬によって出荷が早まった一方、2月の低温で生育が遅れ4月の雨で品質が劣化したことが要因。気候影響では昨年夏の高温で米の品質が低下したことが記憶に新しい

◆米や露地野菜は気候の影響を受けやすく、対策としては耐暑・耐冷性品種の導入や、栽培時期をずらすなどだが、いずれも農家の負担が増える◆食料・農業・農村基本法では食料安全保障の確立を掲げるが、その実現には気候変動をはじめ、生産資材の高騰など様々な課題を抱えながらも安定的に生産する農家の努力に負うところが大きい◆農家が安定生産を続けるためには再生産可能な適正価格が必須である。農水省は基本計画の検討と並行して農産物の適正な価格形成に向けた仕組みを議論する。ぜひとも農家が安心して農業を続けられる仕組みを創設してもらいたい。

(藤岡)

地域の相談役として活躍

八尾市農業委員・森川雅恵さん

八尾市教興寺の森川雅恵さん(69)は、平成29年に農業委員に就任し、まもなく8年目を迎える。約45坪の畑で主に同市特産の八尾若ごぼう、えだまめその他、多品目の野菜を栽培する。農業等の使用を抑える大阪エコ農産物の生産にこだわっており、これは、森川さんの父の「消費者に食べてもらうものは安全・安心が一番」という想いを受け継いでのものだ。

大阪府の「農の匠」を務める傍ら、「体験学習・食育について力を入れて取り組みたい」と語る森川さん。かつては園児や一般消費者向けに年間で60〜80人を対象に収穫などの体験学習を行っていたが、コロナ禍の影響で激減。「再び、コロナ禍前と同じように体験学習を行いたい」と前向きな姿勢を見せる。

森川さんが農業委員に就任したことを知り、相談する地域の農家も増えてきた。相続税等納税猶予制度や特定生産緑地制度

など、農地に関わる諸制度を森川さん自身が学び、農家にわかりやすく説明する必要性を日々実感している。

月一回の総会も森川さんにとっては重要な学びの場の一つだ。「齊藤暁会長をはじめ、先輩委員の方々と意見交換することで他地域の実情などを知ることができ、とても参考になっている」と話す。



6月以降の収穫を控える八尾えだまめ畑で

話し合いの活性化技術を研修 地域計画策定に向けて

大阪府は5月23日、咲洲庁舎で地域計画策定技術向上研修を開き、市町村農林担当課・農業委員会事務局・大阪府職員など49人が参加した。

集落座談会では市町村職員等がファシリテーターとして議論を進め、協議した内容をまとめていく必要がある、その知識や経験が求められる

ため、ロールプレイング形式によりファシリテーション技術の向上を図った。講師は兵庫県地域計画推進アドバイザーで、キタイ設計(株)事業開発本部の平櫛武部長。これまで800地区以上で地域づくりに携わった経験から、実際に現場で想定されることとして参加者が、①質問されたことだけに答える、②全く話さない、③特定の人だけが話す、④積極的に会議に参加しない4場面を設定し、聞き手、話し手2人、観察者の4人1組で実施した。

このうち観察者は、会議全体や参加者の表情や姿勢、会議に乗ってこない人の様子などを見て、参加者に問いかけるなど会議に介入することで、参加者が主体的に取組めるよう誘導することが重要であると講義した。少人数で話し合うワーク

研修会に参加した市町村職員からは、実際に生じる場面を再現した後に講義を聞いたので、分かりやすく、直接的に伝わったと好評であった。

集落座談会の開催状況

今年度末までが期限となる地域計画策定に向け4月から5月に開催された集落座談会は以下の通り。	4月20日	枚方市山田	4月27日	枚方市蹠蹠	5月21日	泉南市下村・中村
	4月25日	豊能町野間口	5月11日	貝塚市木積	5月21日	泉南市兎田・別所
	5月17日	豊能町高山	5月11日	東大阪市池島・横小路	5月25日	豊能町寺田
	5月18日	豊能町木代	5月17日	豊能町高山	5月26日	豊能町吉川
	5月18日	東大阪市横小路	5月18日	豊能町木代	5月26日	豊能町切畑
	5月19日	豊能町余野	5月19日	豊能町余野	5月27日	豊能町嘉祥寺
			5月28日	田尻町吉見	5月28日	田尻町吉見

(藤岡)

農地造成、資材置場通知等を協議 6年度第2回業務推進検討会

大阪府農業委員会職員協議会は5月10日、大阪市内・JABバンク大阪信連事務センターで令和6年度第2回業務推進検討会を開いた。

○農地造成・農地改良への対応

近年、遊休農地再生のために農地造成・改良を行うと称しているが、残土処分そのものが目的であると疑われる相談が相次いでいる。主に山間部の傾斜地・

窪地にある遊休農地を対象とし、大量に土砂を搬入して盛土・埋立を行うおとするもの。建設・不動産事業者及びコンサル事業者が地権者を巻き込んで、あるいは3条許可を得て農地を取得し、農地所有者の立場で行うことが多い。

農業者が真に生産性向上のために行う農地改良は認められて然るべきものであるが、建設残土の受入により対価を得ることが主目的である事業等に対しては、許可基準に基づく慎重な審査が必要である。

検討会では、農地造成・改良

後の営農計画の具体性や事業の合理性、期間、土砂の内容、被害防除、資力等について厳格に審査することの必要性を確認し、引き続き協議することとした。

○基盤法・中間管理事業法改正への対応

昨年5月に農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律が改正された。これにより令和7年4月1日以降は、市町村の農用地利用集積計画により相対で利用権を設定することができなくなり、農地中間管理機構が作成する農用地

利用集積等促進計画に一本化される。

目標地図を実現するために農地の集約化を促進することが目的の法改正だが、これまで相対で貸借していた賃料等の条件が機構の基準に合致していないケースにおいては、今後どのように対応するのかの検討が必要。複数の農委で基準に合致しない貸借事例が報告されたことから、事例の把握に努め、対応策を模索することとした。

○資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて

令和6年3月28日付農水省農村振興局長通知「資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて」では、建築物の建築を伴わない農地転用について、許可後1カ月足らずの間に太陽光発電設備など別の用途に供されているケースが全国で多発したため、農委に3年間の追跡調査と管理等を求めたもの。

しかしその対応方法に疑問点・不明点が多いため、ひとまず通知通りの対応を保留することも含めて意見交換した。

(田村)

業務推進検討会報告②

所有権移転を伴う転用は分筆後

Q 分筆が完了していない状態で農地の一部を転用して所有権移転する転用許可申請への対応はどうすべきか。

A 分筆未了のみを根拠として不許可判断することはできないが、所有権移転を伴う5条転用許可の場合、許可後のトラブルを避けるため、あらかじめ分筆した上での転用許可申請を指導することが望ましい。

【解説】一筆の農地の一部についての農地転用は、転用許可後の地目変更登記・所有権移転の登記を行うにあつての不動産登記法上の手続と、農地転用許可手続との相互の円滑化を図るため、これまで原則的に分筆後の申請を指導してきた。

具体的には、所有権移転を伴わない4条転用及び5条転用で使用貸借権・賃貸借権の設定であるものは、転用許可

を受けようとする土地の箇所を特定するために地積測量図の添付を求めたうえで許可の可否を判断し、5条転用で所有権移転を伴う場合には必ず分筆後の転用許可申請を行うものとしていた。

理由は、一筆の一部を転用して所有権移転する許可を受けたとしても、所有権移転登記までの間に分筆を行うため、許可書の表示と登記簿の表示が異なることとなるためである。この場合、登記制度上実態的審査を行うことができない登記官は土地の同一性を

確認できず、所有権移転登記を完了するためには、土地の同一性を証明する必要がある。

○分筆前の許可も不能の処分ではないが、原則は分筆後の許可申請であることに注意

令和4年3月31日付農水省農村振興局長通知「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」において、一筆の農地の一部を転用する場合も土地の箇所を特定できれば許可は可能であり、その際は前述の農地法・不動産登記法上の手続きの円滑化の主旨を説明の上で対応すべき旨が改

めて示された。

ただし、許可申請時に示していた土地の箇所と転用箇所又は分筆後の土地が僅かでも異なれば許可取消となる恐れがあることや、登記されていない第三者對抗要件を具備しないことなどの問題点が残る。

それでもなお分筆未了のまま許可申請がなされる場合は、許可を受けようとする土地の箇所を特定する書類はもちろん、今後登記手続きを行う時期の確認と、完了後の報告を誓約させることが望ましい。

(田村)

新任担当者に丁寧な解説

農業者年金初任者研修開催

農業会議とJ A大阪中央会は5月17日、J A大阪センタービルで農業者年金業務の初任者研修会を開き、



農委・J Aの業務担当者33人が出席した。研修には、独立行政法人農業者年金基金から給付課の國

和治彦専門役と適用・収納課の山本千尋氏が講師として出席。まず山本氏から農業者年金制度の概要並びに通常加入と政策支援加入の要件や、国庫補助の有無など基本的な部分の説明があった。

農地法初任者向け研修会

事務処理手引きに基づき説明

大阪府は5月8日、大阪府庁咲州庁舎で令和6年度農地法初任者向け研修会を開催し、農業委員会職員等52人が出席した。

研修会では府環境農林水産部農政室整備課と大阪府農業委員会職員協議会が作成した農地法関係事務処理の手引きに基づいて説明。農地法第3条については農業会議が、第4条、第5条

明。経営移譲や年金の支給停止除外事由は特に制度が複雑なこともあり、「農業者年金業務を担当するにあたり制度が不明瞭な場合、農家にあいまいな回答をするのではなく必ず農業者年金基金に確認して欲しい」と、加入者や加入希望者に常に正確な情報を提供するよう呼び掛けた。

大阪府農業委員会組織では、府内J A・J A大阪中央会と連携して、「農業者年金加入推進特別対策に関する申し合わせ決議」に基づいて、令和5～7年度の3年間で50人(うち20～39歳24人、女性15人)の新規加入者確保を目標に加入推進活動を実施している。

活動の重点は、①上乗せ年金がない農業者の解消に向けた働きかけ、②認定農業者の配偶者・後継者への働きかけ、③女性農業者への働きかけ。令和5年度は府内で9人が加入した。(林)



年金制度や基本的な事務について研修した

府職員協議会総会

情報共有の強化を

支決算、令和6年度事業計画及び

大阪府農業委員会職員協議会は5月1日に大阪市内・シテイプラザ大阪で第68回総会を開催した。

議事では、令和5年度事業実績報告及び収

予算承認、「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議、役員改選の4議案について、いずれも承認した。

今年度末には地域計画策定の期限を迎えるほか、農地転用許可申請案件の多様化に伴い各農

第51条の事務処理については大阪府が解説した。近年は農地法の運用に関する通知が多く発出され、業務が複雑化している中、農業委員会には農地法等の法令業務の適正かつ迅速な事務実施が求められている。(田村)

業委員会においても対応に苦慮していることから、府職員協議会では対応策を模索しつつ情報共有に取り組む。課題案件の検討にあたっては、昨年度に引き続き、各地区職員協議会・研究会及び大阪府・農業会議の協力を得て農地法等業務推進検討会を開催することとしている。(田村)

月間農政ファイル

4・21～5・23

- 4・23 衆院農林水産委員会が坂本農相が、営農型太陽光発電設備について、発電に重きを置き営農がおろそかになっている不適切な事例が散見されると指摘。国として適切な指導体制整備の必要性に言及した。
- 4・30 総務省が発表した令和5年10月時点の住宅・土地統計調査によると、大阪の住宅総数に占める空き家の割合は14・3%。全国平均である13・8%を0・5%上回った他、平成30年からの空き家の増加率は5・8%と全国5位。
- 5・23 衆議院は食料・農業・基本法の関連3法案を本会議で可決し、参院に送付した。農地の確保や利用促進などに向けた農地関連法案は、3法を改正する内容。国内の食料不足に対応する困難事態対策法案は、有事に政府一体となって対応可能とする新法。スマート農業技術活用促進法案は、産地ぐるみでの先端機器導入などを後押し。

農委だよりコンクール募集開始

農業会議はこのほど、「第31回農業委員会だよりコンクール」の募集を開始した。

コンクールは農委だよりや市町村広報を活用して地域に密着した情報提供活動を行うことで、農地利用の最適化を推進する農委を表彰するもので、大阪で開催する選考委員会を経て全国農業会議所で審査される。選考では広報活動に伴う効果

141経営体に61ヘクタールを転貸 5年度農地中間管理事業実績

(二財)大阪府みどり公社(農地中間管理機構)は、令和5年度農地中間管理事業実施実績をとりまとめた。同事業での昨年度転貸実績は、141経営体、60・8ヘクタールで、このうち規模拡大経営体は106経営体、新規参入者は35経営体であった。また、141経営体のうち法人は23経営体だが、貸借

面積は34・7ヘクタールと全体の過半の農地を借り受けている。5年度は、前年度比8・0ヘクタール増加。主な要因として、令和3年度に農業振興地域に編入された四條畷市下田原地区における農地中間管理機構関連農地整備事業で21・1ヘクタールと貸付面積の3分の1を超える大規模な集積があったことが挙げられる。市町村別の貸付面積は、多い順に富田林市(7・4ヘクタール)、岸和田市(5・7ヘクタール)、茨木市(4・3ヘクタール)、豊能町(3・9ヘクタール)と続き、いずれも前年度より増加。人・農地プランの実質化を行った地区を有することから、昨年4月の農業経営基盤強化

促進法の一部を改正する法律の改正に伴い、農用地利用集積計画に基づく二者間の利用権設定による貸借が来年度3月末をもって廃止される。これにより今後、この貸借の手続きが、農地中間管理事業に一本化され、更には、今年度末までに各地域で策定される地域計画に基づく農地集積についても本事業の活用が核となるため、本事業による貸借面積の増加が見込まれる。一方で、農業経営基盤強化促進法の経過措置期間の終了に向けて円滑に

や、記事の読みやすさ、レイアウトの工夫などを採点。情報の公表の観点から、農委業務のお知らせや活動報告の掲載は必須事項としている。農委は10月2日までに農業会議に申し込む。昨年度は、高槻市、河内長野市、寝屋川市、堺市の4市農委から応募があり、大阪代表として、寝屋川市農業委員会(南昌男会長)の「ねやがわし農業委員会だより」を推薦。全国農業新聞賞を受賞した。同紙は管内農家への配布率100%。農地のマッチング事業に関する記事を掲載した際には、配布直後に管内農家から農地の貸借等に関する問い合わせが相次いだ。推薦に先立って実施された選考委員会では、表紙・裏表紙で地域の農業者を積極的に紹介している点や、読者の視線を惹くレイアウト等が高く評価された。(林)

令和5年度農地中間管理事業実績

市町村	借受戸数(戸)	借受筆数(筆)	借受面積(m ²)	貸付戸数(戸)	貸付筆数(筆)	貸付面積(m ²)
高槻市	3	5	4,331	3	5	4,331
茨木市	23	44	38,814	15	46	43,837
豊能町	17	47	35,678	18	50	39,430
能勢町	7	10	11,498	6	10	11,498
和泉市	17	30	34,901	8	30	37,257
岬町	1	2	1,202	1	2	1,202
岸和田市	35	48	53,072	21	50	56,621
貝塚市	11	15	17,256	9	18	19,926
泉佐野市	1	1	1,051	1	1	1,051
泉南市	1	3	1,569	2	6	3,135
太子町	7	12	15,279	1	14	15,774
河南町	11	31	27,068	10	34	28,348
千早赤阪村	3	4	2,274	3	9	6,684
富田林市	40	75	72,364	15	77	74,291
羽曳野市	20	28	24,368	16	33	30,491
藤井寺市	2	3	2,323	2	4	2,323
八尾市	1	1	1,214	1	1	1,214
柏原市	1	5	2,308	1	5	2,308
東大阪市	1	2	1,047	1	2	1,047
四條畷市	62	410	211,272	1	410	211,272
堺市	7	9	7,519	6	14	15,877
合計	271	785	566,408	141	821	607,917

制度移行・活用できるよう、改めて機構、自治体、農業委員会組織など関係機関・団体による密な連携が求められる。(沼田)



昨年度全国農業新聞賞を受賞した「ねやがわし農業委員会だより」

天気のおっちゃんのコラム

気象予報士、元普及指導員

森田 彰朗

第三回

「線状降水帯」

近年の豪雨災害の原因

ここ数年、ほぼ毎年のように全国各地で「線状降水帯」が発生し、河川の氾濫や土砂災害による大きな被害を出しています。前号で触れた昨年6月2日の大雨の原因もこれ



でした。線状降水帯の発生要因とその予報について解説します。

積乱雲が線状に並ぶ

気象庁作成の線状降水帯の発生メカニズム(下図)をご覧ください。線状降水帯は、強い雨と雷や突風をもたらす積乱雲(雷雲)が線状に並び、同じ地域に長時間にわたって強い雨をもたらす気象現象で

す。並んでいる積乱雲の一つが雨を落として通り過ぎれば、普通はそれで雨が終わりますが、線状降水帯では次々と線状に並んだ新しい雲がやってくるので、長時間にわたって大雨が続くのです。

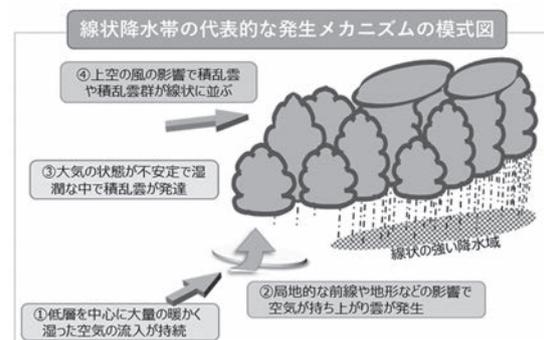
高温の海水と上昇気流が原因

線状降水帯の発生要因は、次のとおりです。太平洋等の高温の海水から供給される水蒸気が、南西風によって日本

線状降水帯の予報は？

線状降水帯については、気象庁では事前の情報提供に力を入れ、半日前までに発生の可能性を発表しています。しかし、まだまだ予報の精度が低いので、大雨

の予報や注意報なども参考に、防災対策に努める必要があります。



線状降水帯の発生メカニズム:気象庁HP

食育推進全国大会展示など協議

経営者会議・法人協会会合

大阪府農業経営者会議(中筋秀樹会長)と大阪府農業法人協会(藤田善敬会長)は5月2日、大阪市内・J Aバンク大阪信連事務センターで役員会及び会合をそれぞれ合同で開催した。

協議事項では、まず6月1日から2日にかけて大阪で開催される食育推進全国大会に出展するにあたり、展示内容等について協議した。あわせて、今後の活動等についても意見交換した。

(沼田)

農薬の正しい取り扱いを 6～8月は農薬危害防止運動

大阪府では、国が農薬危害防止運動を実施する時期に合わせて、6月1日から8月31日まで農薬の適正な取り扱いについて指導を強化する「大阪府農薬危害防止運動」を実施する。現場で特に農薬を使用する機会が増える夏の時期に、正しい知識を持ち、適正な取り扱いと危害防止について細心の注意を払ってもらおうこ

とが目的。「農薬取締法」及び「毒物及び劇物取締法」の規制を受ける農薬について、適正な使用・保管の呼びかけを徹底する。具体的には、農薬の使用前にラベルを確認し、使用後は帳簿に記録することを基本ルールとし、適切な防護装備の着用、底、誤飲を防ぐため施設による保管の徹底、クロロピクリン剤使用後の被覆の徹底、住宅地周辺で使用の際の周辺への配慮、飛散防止の徹底などを呼び掛けている。

大阪府担当によると、特に住宅地近隣で農薬使用をする場合に風で周辺に飛散しトラブルに繋がる例などが散見されるといふ。府では今年8月に関係課や関係機関等と連携し農業者向けの講習会の実施を予定しており、適正使用に係る留意点を改めて周知する予定だ。

守ろう 農薬ラベル、確かめよう 周囲の状況

基本的なルール
①農薬の使用前にラベルを確認
②農薬の使用後は帳簿に記録

適切な防護装備の着用は徹底

誤飲を防ぐため、施設による保管は徹底

クロロピクリン剤を使用した後の被覆の徹底

住宅地周辺で使用する際の周辺への配慮、飛散防止の徹底

農薬政府のお知らせ

令和6年度農薬危害防止運動 農林水産省・厚生労働省・国土交通省・国土院共同

https://www.maff.go.jp/hoyaku/s_kaisei/

農政室推進課地産地消推進グループ
TEL:06-6210-9590
(沼田)

通常総会提出議案などを審議

第52回理事会

農業会議は5月20日、大阪市内・JAバンク大阪信連事務センターで第52回理事会を開いた。

第1号議案では、「学識経験会員の指名並びに常設審議委員の選任等に関する内規」の規定

に基づき、学識経験会員の推薦について承認。

また、第2号議案では、役員選任等に関する申し合わせ決議に基づき、監事の推薦について承認した。

続いて、第3号議案では、6

月17日開催の第158回通常総会の招集及び付議事項を決定。

令和5年度の事業報告及び収支決算、理事及び監事選任の2議案を上程することとした。

報告事項では、今年6月に開催される食育推進全国大会につ

いて、大阪府農業経営者会議と連携して出展し、都市農業が有する多様な機能の展示などの内容を報告した。

(中島)

第98回常設審議委員会

農業会議は5月20日、第98回常設審議委員会を大阪市内・JAバンク大阪信連事務センターで開いた。

第1号議案の農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に回答する件(箕面市、和泉市、田尻町、泉南市、堺市、河南町、富田林市、松原市、大阪狭山市、枚方市、寝屋川市、四條畷市農業委員会会長) 21件

新団体会員代表者紹介

大東市長に逢坂氏

4月21日、大東市長選挙の投票が行われ、新たに逢坂伸子氏が5月5日付で大東市長に就任した。

逢坂氏は就任日と同日付で大東市からの届け出により、府農業会議の団体会員代表者に就任した。



大東市長 逢坂氏

府農の成長産業化推進会議総会 市町村アカデミー実施へ

大阪府農の成長産業化推進会議(会長・塩屋泰一大阪府環境農林水産部農政室長)は4月26日、JA大阪センタービルで令和6年度総会を開いた。

総会では、5年度事業実績報告や収支決算、6年度事業計画、収支予算など6議案が上程され、いずれも原案通り承認された。

報告事項では、これまで府が実施してきた大阪産(もん)スタートアカデミーに加え、新たに市町村アカデミーを実施することを説明。茨木市と枚方市で予定している。(北川)

地区連総会、各地で開催

4～5月にかけて、府内各地で農委地区連の総会が開かれた。農業会議からは、農業情勢と農業委員会組織の課題について報告した。概要は次のとおり。(1)開催日、(2)開催場所、(3)農業会議事務局出席者。

- 南河内地区農委連合会(会長・長・稲田元一松原市農委会長)
- ①4月23日、②松原市役所、③北川専務理事兼事務局局長
- 三島地区農委連合会(会長・森本茂高槻市農委会長)
- ①4月24日、②高槻市・安満遺跡公園
- ③北川専務理事兼事務局局長
- 泉南地区農委連合会(会長・

- 谷口敏信岸和田市農委会長)
- ①5月22日、②岸和田市役所、③北川専務理事兼事務局局長
- 北河内地区農委連合会(会長・友田正直交野市農委会長)
- ①5月22日、②交野市役所、③藤岡参事兼農政課長兼地域計画素案策定プロジェクトチーム長

水田協米政策改革推進部会・推進協議会が開催

大阪府水田農業推進協議会米政策改革推進部会が4月26日にJA大阪センタービルで開催。5年度事業報告と収支決算、6年度事業計画と収支予算などが協議され、原案通り承認された。また、6年度の経営所得安定

対策の対象作物等について説明。規約を定め、共同販売経理を行う集落営農組織が作付けするなどにわ特産品などに対し107万2千円を交付することで、地域計画の実現を支援する。なお、総会は書面で実施され原案通り承認された。(藤岡)

農委局長会議開く

農業会議は5月1日、大阪市内・JAバンク大阪信連事務センターで市町村農業委員会事務局長会議を開催し、43人が出席した。会議では農業・農業委員会をめぐる情勢を報告した他、令和6年度事業の推進にかかる留意事項を説明した。

【第1号議案】

件数	面積(平方メートル)
3	2510

第5条	18	1万4213
合計	21	1万6723

(農地区別別件数は、3種農地11件、2種農地9件、1種農地1件)

お知らせ

大阪府農業会議
第158回通常総会

農業会議では、第158回通常総会を開催します。会員各位のご出席をよろしくお願いいたします。

◇日時 6月17日(月) 午後1時30分
◇場所 大阪市内・KKRホテル大阪

◇議案 3階「銀河」
第1号議案 令和5年度事業報告及び収支決算承認

の件
第2号議案 理事及び監事選任の件

先日、テレビの取材で笑福亭鶴瓶さんが「くらふとや」を訪ねて来られ、家族に乾杯という番組の泉佐野編で放送されました。「くらふとや」というのは、私たち「さのまちば家守舎まちばの芽」というまちづくりグループが拠点としている築200年の古民家のことです。

思い、この物件をどうにかしてくれと依頼するにしました。まもなくこのVRSの企画で空き家を活用する勉強会が開催され、この古民家が教材として使われることになりました。

そこに参加して私の前に現れたのが小学生、中学生と同級生で、その後疎遠になっていた袋

り、学校に行けなくなった子供達も参加して古民家の片付け作業はどんどん進みました。SNSをきっかけに仲間が増え、現在は月に1回「まちば日和」と銘打ってマーケットイベントを開催し、このエリアに根差してお店を開いたり、習い事をした

か知りません。しかし、諦めるのではなく、視点を変えて古いものでも素晴らしいものに見えるようにリノベーションすることで新たな価値が生まれ、多くの人を惹きつけることは可能です。

きつかけは
家族内の問題

話は今から4年前に遡ります。妻の祖母が住んでいた大きな古民家が空き家となり、家族の問題として横たわっていました。正直、誰かに丸投げしたいという気持ちでおりました。

谷くんでした。彼は私と同じ泉佐野市駅下がりの佐野まちばエリアに生まれ育ち、水なすの漬物屋さんを営んでいました。面倒な古民家の問題を誰かに丸投げしようとしていた私とは対照的に、彼はこの地域の衰退を憂い、自分たちの世代でどうにか盛り返ししたいと考え、この勉強会に参加していたのでし



視点を変えて
今あるもので始める街づくり

さの町場家守舎 まちばの芽

代表 橋本 健一

徐々に人が集まる場に

まちづくりと一口に言っても何をすればいいのかわかりませんでしたが、先ずはこの古民家を片付けるところから始めようとして、その活動の様子を発信しようということになりました。何でもやってみると楽しいものです。コロナ禍ということもあ

ただ古いだけに見えた古民家も、若い人たちから見たらとても魅力のあるものに映るようで、「こんな趣のある建物があったんだ!」というような感嘆の声が上がること少なくなりました。そして、冒頭のテレビの取材。頑張った活動していたらこんなことも起こるんだと思いました。もちろん街づくりはまだまだこれからですが、たくさんの方に知ってもらえるのは素晴らしいことです。

視点を変えれば
価値に気付く

私たちの世代は泉佐野まちばエリアが衰退していった時代し

これからの日本にはそういった視点の転換による価値の創造というものが不可欠であると考えます。今、日本にはおよそ850万もの空き家があるそうです。多くの方が4年前の私と同様、問題として捉えていると思いますが、視点と発想を変えてぜひ活用する方法を創造してみてください。



◇筆者の紹介(はしもと けんいち)

学生時代に発症したアトピー性皮膚炎を克服した経験を活かして、平成23年より無添加手作り石けん専門店オラン・ク・オランを開業。令和2年からはまちづくり活動として泉佐野市春日町にある築200年の古民家「くらふとや」を拠点に、さのまちば家守舎まちばの芽の活動にも力を入れている。